

議案第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 3 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

専決処分第2号

平成29年度 清水町水道事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 平成29年度清水町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	497,328 千円	717 千円	498,045 千円
第1項 営業費用	277,766 千円	717 千円	278,483 千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成30年 1 月 3 0 日

清水町長 阿 部 一 男

平成29年度 清水町水道事業会計 補正予算実施計画 (第5号)
 収益的収入及び支出

収 入

補正なし

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			497,328	717	498,045
	1. 営業費用		277,766	717	278,483
		2. 配水及び給水費	2,686	717	3,403

平成29年度清水町水道事業会計補正予算説明書（第5号）
 収益的收入及び支出

収益的收入 補正なし

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	決 定 額	補 予 定 額	正 額	計	節		説 明
								区 分	金 額	
1. 水道事業費用			497,328		717		498,045			
	1. 営業費用		277,766		717		278,483			
		2. 配水及び給水費	2,686		717		3,403	4. 修繕費	717	
									配水管等修繕費	717